

(仮称) 吹田市藤白台5丁目計画 環境影響評価提案書

吹田市環境影響評価審査会全体会（令和2年度第1回）審査会委員意見からの意見及びそれに対する事業者の回答の追記

	審査会委員意見	事業者回答
A委員	開発に伴い敷地内に多数のオープンスペースや緑地が発生すると思われるが、既存植生に配慮した樹種や、上記の壁面圧迫を緩和するようなランドスケープ計画も求められる。	<p>周囲の緑地との連続性に配慮し、既存植生に配慮した樹種を含んだ緑化計画や、景観に配慮した計画となるよう検討してまいります。</p> <p>【追記】 ランドスケープデザイン計画については、現在、資料4-4に示すとおり検討しています。</p>
B委員 (追加)	ふっ素及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物が超過していると記載されていますが、どの程度基準をオーバーしているのか、またどの範囲で等具体的な内容を示していただき、どのような対策をとったかについても次回の委員会で報告いただければ幸いです。	<p>次回審査会にて資料でお示しいたします。</p> <p>【追記】 国立循環器病研究センターによる土壌汚染概略調査の結果は、資料4-7に示すとおりです。</p>
E委員	住民意見の中でも、特に子供の通学路における交通量増大に対する懸念の声が挙がっており、この点には十分配慮した今後の計画が求められると考える。	<p>藤白台1号線に対する安全対策としましては、歩車分離の観点から敷地内に歩道（3m）を設置する計画としています。また、今後、交通処理検討等を実施し、周辺の歩行者経路等に配慮した車両動線及び施設配置計画を検討してまいります。</p> <p>【追記】 藤白台1号線への車両出入りにつきましては、資料4-2に示すとおり、1か所とする計画に変更しました。</p>

	審査会委員意見	事業者回答
F委員	<p>約700戸の戸数があるとするれば、入居する世代を考えると登下校時の通行児童数もそれなりにになると考えられる。また、大人の歩行者もかなりいると考えられる。計画地内で、居住者の自動車とこれら歩行者とのコンフリクトも考えられるので、提案書p.7-2、表7-2の「交通混雑、交通安全」欄で「歩行者の往来」が×になっているのはおかしくはないか。このことは、p.6-9の「歩行者が安全に通行できる工夫」を「実施する」と書いてあることと矛盾はしないか。</p>	<p>表7-2の環境要因「歩行者の往来」につきましては、「商業施設の建設」事業において標準的な項目として記載されています。本事業における商業施設は小規模なものであり、来店する歩行者の往来による周辺交通の混雑、交通安全への影響はないと考えられたことから選定していません。</p> <p>【追記】 環境影響評価項目として、歩行者の往来による交通混雑・交通安全を選定し、予測評価を行います。</p>
J委員	<p>集合住宅敷地へのアクセスが1箇所となっています。例えば集合住宅、A、B間に敷地内通路を設けるなど、2方向からのアクセスを確保すべきではないかと思われます。防災的危険・問題でもありますし、改修時にも有用と思われます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、検討いたします。</p> <p>【追記】 集合住宅Bの車両動線につきましては、資料4-2に示すとおり、藤白台1号線への出入口を事業計画地内の道路への接続2か所に変更いたします。</p>
J委員	<p>造成計画の切り盛り計画がわかる図面を示してもらいたいとおもいます。6.6ha規模の造成となりますと、宅盤レベルの設定は計画全体の合理性を判断する重要なポイントでもあります。また開発地内工作物の計画なども我々としては想定できます。周辺道路高さ（マンホール蓋のレベルだけでも結構です）などの情報もあれば助かります。</p>	<p>造成の切り盛り計画図面につきましては、次回審査会にてお示しいたします。</p> <p>【追記】 造成計画の切り盛り計画は、資料4-6に示すとおりです。</p>